

# 特定技能

# 外国人材

# 受入れ実務

規制を大幅に緩和  
活用から取入れへ

平成31年4月より、改正出入  
国管理法が施行された。この入  
管法の改正は、平成30年12月8  
日の臨時国会で成立し、同月14  
日に公布されたもので、この過  
程および内容の概要は、連日、  
メディアを賑わせたところであ  
り、関心を持たれている読者も  
多いと思われる。もともと入管  
法とは、幅広い領域をカバーす

る法令であるが、今回の改正  
は、外国人の在留資格を相当程  
度に緩和することが主な内容と  
なっている。

今回の入管法の改正も、やは  
り、近年のわが国の根本的な問  
題ともいえる少子高齢化への対  
処であり、より具体的にいえ  
ば、少子高齢化による労働力不  
足(人手不足)への対応のため  
に、外国人労働  
者の受入れを大  
幅に増やそうと  
するのがその趣  
旨である。

その意味で、  
今回の入管法改  
正は、全く無関  
係にみえる、働き方改革関連法  
(長時間労働是正により労働生  
産性を改善することでの人手不  
足への対応)、女性活躍推進法  
(女性の活用による人手不足へ  
の対策)といった近年成立の諸  
法令と、根本は軌を一にする法  
令ともいえる。

## 単純労働者へ舵切る

## 人手不足解消を狙いに

不足対策はまさにわが国と社会  
の存亡を賭けたものであり、外  
国人労働力の受入れそのものも  
不可避であることは想像に難く  
ない。

ただ、今回の入管法改正は、  
いわゆる「人の活用」という枠  
を越えて、「人を取り入れる」  
ということに伴うため、海外よ  
り、「労働力」のみならず、多  
様・異質な文化、風習を背負っ  
てきた「人間」そのものが国を  
越えて流入するという側面があ  
る。したがって、わが国におい  
ても、活発な議論、意見交換が  
なされてきたし、今後の運用に  
おいても、さらにそうした意見  
交換を踏まえた国全体での慎重  
な検討が必要となることはいっ  
までもない(異なった文化の外  
国人労働者を受け入れた結果、  
民族間での違和感、衝突による  
社会不安が起きる例は、ヨーロ  
ッパをみれば自明のことであ  
り、あえて多言を要さない)。

も、入管法は、その昭和26年の  
成立以来、幾多の改正を経てき  
た(平成2年の在留資格の再  
編、平成21年の外国人登録制度  
の廃止および新たな在留管理制  
度の導入、平成26年の在留資格  
と上陸審査の緩和等)しかし、  
外国人労働力の活用という点で  
いえば、改正前の入管法は全う  
に機能してはいなかった(とい  
うか、もともとそのような趣旨  
で制定された法令ではなかつ  
た。「外国人雇用状況」の届出  
状況まとめ(平成30年10月末現  
在)により在留資格別外国人労働  
者の割合をみると、就労のため  
の専門的・技術的分野の在留  
資格は約19・0%に留まってお  
り、最も比率の多い身分に基づ  
く在留資格(約33・9%)はお  
ろか、留子などの資格外活動約  
23・5%、技能習得を目的とし  
て日本に在留している技能実習  
生(約21・1%)に比較しても  
少数である。この理由は、改正  
前の入管法が、就業それ自体を

目的とする在留資格を、医師や  
教授などのような高度な人材の  
みに限っていたことにある。し  
かし、前述のとおり、すでにわ  
が国の人手不足対策はまさに喫  
緊の課題となっている。ようや  
く、これまでのような限定され  
た領域以外にも外国人労働者を  
受け入れるべく、在留資格の相  
当な緩和を行うに至ったのが、  
今回の入管法改  
正の経緯であ  
る。

入管法改正の  
具体的内容は、  
次回以降に譲  
るとして、ここ  
では以下に概論を  
述べておくこととする。

### 出入国在留管理庁 '外局'として新設

まず、一定の知識や技能、日  
本語能力を持つ外国人を受け入  
れるべく、特定技能1号、特定  
技能2号の在留資格が新設され  
る。条件としては、生活に支障  
のない日本語会話ができ(1  
号、2号共通)、相当程度の知識  
や技能(1号)、あるいは熟練し  
た技能(2号)を持っているこ  
ととされている。また、在留期  
間としては、最長5年(1号)、  
更新可能(2号)とされており、  
家族の帯同も2号については可  
能とされる。

在留資格が適用される業種  
は、介護、宿泊、農業、外食な  
どの14業種とされている。  
在留資格の拡大のほかに、改  
正入管法は、関連諸規定の整備  
を規定している。骨子として  
は、

- ① 受入れのプロセス等
- ② 外国人に対する支援
- ③ 受入れ機関
- ④ 登録支援機関
- ⑤ 届出、指導・助言、報告等  
に関する規定のほか、
- ⑥ 特定技能2号外国人の配偶  
者および子に対し在留資格を付  
与することを可能とする規定の  
整備
- ⑦ その他関連する手続・罰則  
等の整備

が規定されている。  
これまで、外国人の出入国、在  
留の管理は、法務省の内部部局  
である入国管理局が所轄してい  
たが、今般、法務省の外局として  
「出入国在留管理庁」を設置し、  
同庁に所轄させることとした。  
以上のように、わが国も、高  
度技能者以外の(いわば単純労働  
の)労働者をも大幅に受け入  
れる方向に外国人政策の舵を切  
ったともいえる。今回の入管法  
改正は、日本の社会にも大きな  
変化をもたらす可能性がある。  
それはあくとして、法政策自体  
の問題としても、外国人受入れ  
の規模をどこまで拡大するかも  
今後の課題として残っている。

具体的な業種や試験などを定め  
る分野別の受入れ方針について  
は、4月以降に順次行政が定め  
るとされている。

おかげり たけお 1994年  
弁護士登録。高井・岡芹法律事務  
所所長。第一東京弁護士会労働法  
制委員会委員、東京三弁護士会労  
働訴訟等協議会委員、経営法曹会  
議幹事等。著書は『労働条件の不  
利益変更』『雇用と解雇の法律実  
務』『Q&A現代型問題社員対策  
の手引(第5版)』(共著)等。



高井・岡芹法律事務所  
弁護士 岡芹 健夫

ここで挙げている諸法令成立  
の根本となっているわが国の生  
産年齢(15~64歳)人口減少の  
推移をみてみると、1995年  
には約8726万人であったと  
ころが、2017年には約75  
96万人と22年間で約1130  
万人、率にすれば約13%もの減  
少となっている(ちなみに、2  
030年には約6875万人に  
まで減少すると予測されてい  
る)。この数字からすれば、人手

### 第1回 日本社会の大きな転換期